

令和 7 年 3 月 7 日
環境清掃部清掃リサイクル課

江東区災害廃棄物処理計画改訂案について

1 計画案

資料 11-2 のとおり

2 素案からの主な変更点

頁	変更内容
9	「表 1-3 過去の災害の災害廃棄物処理期間」における数値等を一部更新
14	＜被害想定に基づく災害廃棄物の発生量（推計）＞に係る推計式及び推計式に用いる係数を追加
15 16	「図 1-4 江東区洪水ハザードマップ【洪水氾濫】」及び「図 1-5 江東区高潮ハザードマップ【高潮氾濫】」を最新版に更新
65 ～ 67	「協定一覧」について、現行計画策定以降に締結された協定等を追加

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和 6 年 12 月 11 日（水）～令和 7 年 1 月 6 日（月）

(2) 公表方法

区報 12 月 11 日号 5 面、区ホームページ、清掃リサイクル課・清掃事務所窓口、
こうとう情報ステーション

(3) 意見の提出方法

区ホームページ、メール、郵送、ファックス、清掃リサイクル課窓口

(4) 意見提出数

4 件（2 人：50 代）

(5) 意見内容

項目	意見（要旨）	区の考え方
第2章災害廃棄物対策		
第3節応急対策期（約1か月～3か月） 第4節災害復旧・復興期（約4か月以降）		
1	江東区の正規職員の人員削減が続く中、災害発生時に取り組む事項が多くある。十分な知識があり、その場で決定できる人員を配置しておかなくては、災害時の対応は不可能と思う。また、訓練など日常的に行う必要もあると思う。	環境清掃部を中心に関係部署と連携し、処理体制を構築しますが、被災状況に応じて、都の災害廃棄物処理の経験者等や個別の協定、D.Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）を活用し、人材や資機材の確保に努めます。 また、定期的に情報伝達を始めとした訓練や勉強会等を行っていますが、引き続き本計画の基本方針に基づき、災害廃棄物に関する継続的な教育・訓練を実施してまいります。
資料編		
2 トイレ設置の考え方		
2	本計画にトイレの設置は入っているのか。	避難所等のトイレ設置については、江東区地域防災計画などで考え方を示しており、携帯・簡易トイレ等の備蓄など、利便性を考慮した備蓄を進めています。ご意見を踏まえ、快適に使用できるトイレ環境について、実災害での有効性や教訓を整理しつつ、引き続き検討してまいります。 なお、し尿処理に関しては関係機関や協定事業者等と連携し、対応してまいります。
計画書全体に対するご意見		
作業員の確保		
3	災害時の廃棄物処理は、解体や運搬といった作業が中心と思われるため、土木作業員の確保が必要である。正規職員が削減されているが、短期雇用や外部の業者などの人材が常に確保出来る保証がないと思う。	庁内連携に加え、土地勘のある事業者という観点なども考慮しながら、一般廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物収集運搬業者、建設事業者等との協定等を活用し、人材等の確保に努めます。
その他		
ごみ屋敷状態の家屋		
4	災害時のごみ問題も重要だが、現在、ごみ屋敷状態となっている家屋をどうにかしたほうがいいと思う。	平常時より、自宅内にある使用する意思のない家電製品や粗大物といった退蔵品等の処分について、周知・啓発を行ってまいります。